

ぎふ労働委員会だより

令和7年3月 第84号

## あっせん打切りについて －被申出者への助言－

岐阜県労働委員会  
会長 秋保 賢一



委員会の令和6年の実績につきましては、不当労働行為救済申立事件の新規申立件数が6件であり、前年が5件、前々年が4件、さらにその前年が3件ですので微増となっています。

また、調整事件（あっせん）は、新規申請件数が4件であり、前年が1件でしたので増加していることになりますが、さらにその前年は6件でしたので年によって変動が大きく、全体としてはおおむね横ばいです。

そして個別労働紛争あっせんについては、新規申出件数が2件であり、前年は1件でしたが、さらに遡って見ていくと全体としてはやはり横ばいあるいは微減という状況です。

ところで不当労働行為救済申立事件については、被申立人（使用者側）が全く応答しない（出頭も答弁もしない）場合は、被申立人側に不利に判断され、救済命令に至る可能性が高くなるので事実上、何らかの応答をせざるを得ないことになります（それでも全く応答しない使用者もいますが…）。

これに対して集団的労使紛争の調整事件（あっせん）及び個別的労働紛争あっせんについては、被申請者及び被申出者が応じなかったからといって特段の制裁があるわけでもありませんし、直ちに何らかの不利益を受けるわけでもありません。

そのこともあってか、調整事件（あっせん）や個別労働紛争あっせんについては、最初からあっせんに応じないケースが相当数あります。この場合、事件は「不開始」で終結となります。つまりそもそもあっせんのテーブルに乗らずに終わるということになります。

調整事件（あっせん）については、「不開始」となった場合、あらためて労働組合から不当労働行為救済申立がなされるケースが少なからず見受けられます。この場合は、あっせんは「不開始」で終わっても救済命令申立事件として引き続き労働委員会が係わることになります。

これに対して個別労働紛争あっせんについては、被申出者側（ほとんどの場合使用者）があっせんに応じないと労働委員会における手続はそこで終わってしまいます。

その場合、労働者がそこで諦めれば別ですが、そうでない限り労働基準監督署への違反申告や労働審判あるいは通常訴訟等の手続に移行する可能性が出てきます。もしもそういうことになると使用者側にとって労力的あるいは経済的に相当の負担になることが予想されます。

もちろんケースバイケースであり、一見明白に労働者側の不当要求であると認められる場合は毅然とした対応を取られればいいと思います。一方、解雇や雇止めの理由が必ずしも十分でなかったり、未払残業代が発生している可能性を否定できないとか、もしかしたらパワハラと評価される言動があったかもしれない等、使用者側にも何らかの落ち度があると思われる場合は、あっせんに応じ労働委員会の場を利用して最終的解決を図った方が「傷」が浅くて済む可能性が高い

と思われます。せっかくの早期円満解決のチャンスを逃してしまうのはもったいないと思います。

また、たとえ「ゼロ回答」であっても、あっせんの場で使用者側の見解を明確に根拠を示して説明することによって労働者側の誤解を解くことができるかもしれませんし、もしかしたら使用者側の見解が法的に誤りであることを労働委員会からの指摘により気がつくことになるかもしれません。

確かに労働契約法も労働基準法も労働組合法もすべて労働者のための法律であり、そういう法律を適用する場である労働委員会は「労働者寄り」と目される向きもあるかもしれません、実際には、公労使三者構成からなる組織であり、労使いずれかに一方的に偏ることなく公平、公正にあっせんを進めてまいります。

ということで、個別労働紛争あっせん申出がなされた場合は、直ちに不応諾とすることなく、まずはあっせんの場に出てきて頂ければと思います。

令和 7 年は、個別労働紛争あっせんについて「不開始」による終結がゼロになれば幸いです。

## 第49期 岐阜県労働委員会委員の紹介

第49期岐阜県労働委員会委員が令和5年12月22日に次のとおり任命されました。  
なお、任期は2年間です。



令和5年12月22日任命式の写真（古田知事（当時）と第49期委員）

区分	氏名	役職等	任命始期（任期歴）
公益委員	◎秋保 賢一	弁護士	H17.12.24 (10期目)
	○浅井 直美	弁護士	H23.12.24 (7期目)
	三井 栄	岐阜大学社会システム経営学環教授	H23.12.24 (7期目)
	大野 正博	朝日大学法学部教授	H25.12.24 (6期目)
	武藤 玲央奈	弁護士	R5.12.24 (1期目)
労働者委員	筒井 和浩	日本労働組合総連合会岐阜県連合会会長	R3.8.18 (5期目※)
	栗本 理花	日本労働組合総連合会岐阜県連合会副事務局長	H21.12.24 (8期目)
	北島 あづさ	岐阜一般労働組合執行委員長	H27.12.24 (5期目)
	鈴木 慎	UA ゼンセン岐阜県支部長	H29.12.24～R6.10.17
	大宮 満	JAM東海岐阜県連絡会会长	R3.8.18 (3期目)
	田中 あさ子	UA ゼンセン岐阜県支部長	R7.1.8 (1期目)
使用者委員	安藤 正弘	一般社団法人岐阜県経営者協会専務理事	H27.12.24 (5期目)
	村瀬 尚子	株式会社ソフィア総合研究所代表取締役社長	H28.3.30 (5期目)
	一柳 正義	セイノーホールディングス株式会社顧問	H29.12.24 (4期目)
	今尾 任城	株式会社イマオコーポレーション代表取締役社長	R3.12.24 (2期目)
	景山 多美	株式会社東海化成常務取締役	R3.12.24 (2期目)

◎…会長、○…会長代理 ※…過去の勤務実績を合算

## 労使の円滑な関係構築に向けて ～公労使の委員よりひとこと～



公益委員 武藤 玲央奈

公益委員に就任して1年余が経過しましたが、労働委員会には本当に様々な事案が持ち込まれていると実感します。期日を重ねても、労使の不信感が払拭されず、相互の主張を否定し合う状況が続くことも珍しくありません。

せっかく公労使の各専門家が間に入って手続を進めますので、この機会に自らと異なる考えにも一定程度耳を傾け、労使の今後にとって少しでも前向きな解決を志向していただきたいと願いながら手続を進める日々です。

労働組合委員長の立場からお話をさせていただくとすれば、円滑な労使関係を構築するために必要なのは、時間と手間を惜しまないことに尽きると考えます。関係を結ぶのは個人ではなく、労働組合と会社ですが、時に交渉担当者の属人性に左右されることも多く、感情が先立つケースも散見されます。実りある対話が積み重ねられるよう、労使双方の心情に理解を寄せつつも、関係構築を常に見失わず、自らは感情に左右されないことが大切だと感じています。



労働者委員 北島 あづさ



使用者委員 村瀬 尚子

労働委員会で案件を担当させていただく中で感じますのは、相手を許し受け入れる力が、労使双方共に弱くなっているということです。

従業員も社長も、協力して仕事をする会社を目指したいと、同じ望みを持ちながら起きてしまうボタンの掛け違い。掛け直すには、何度も何度も丁寧に話し合うことが大切で、そこに近道はありません。労使の信頼関係修復のために、あきらめず「もう1回」と向き合って欲しいと願います。

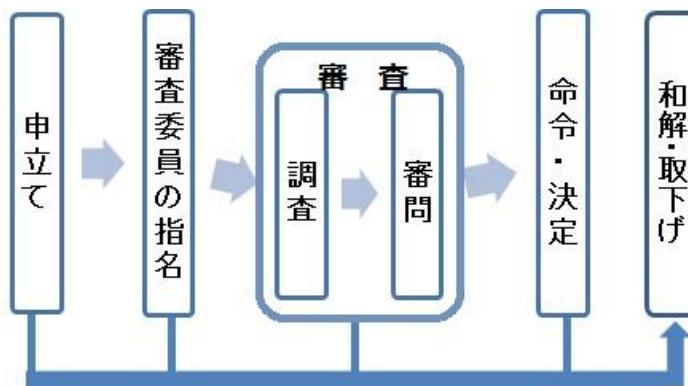
## ご存じですか？労働委員会のしくみ

### ○不当労働行為の審査

労働組合法は、労働者が団結して自由に労働組合を作り、使用者と交渉することを労働者の正当な権利として保護しています。この権利を侵害する使用者の次のような行為は、「不当労働行為」として労働組合法により禁止されています。

- ・労働組合を結成しようとしたこと、正当な労働組合の活動をしたこと等を理由として労働者を解雇した
- ・正当な理由がないのに労働者の代表者との団体交渉を拒否した
- ・労働組合の結成や運営に使用者が介入した

労働者から不当労働行為があったとして労働委員会に申立てがあると、次のような流れで審査が行われます。



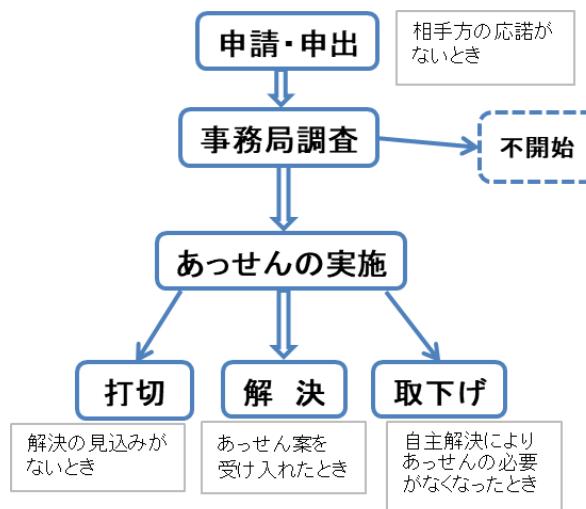
不当労働行為救済申立の流れ

「調査」では当事者双方の主張を明らかにし争点と証拠の整理を行い、次の手続である審問の準備をします。また、「審問」では、不当労働行為があつたか否かについて判断するための事実調べをします。審問が終わると、使用者の行為が不当労働行為に当たるかどうかが判定され、不当労働行為のあつたことが認められた場合は救済命令、認められない場合は棄却命令が出されます。なお、申立人による申立ての取下げや、労働委員会の勧告による和解により事件が終了することもあります。

## ○労働争議の調整(あっせん、調停、仲裁)、個別的労使紛争のあっせん

個々の労働者、あるいは労働組合などと使用者との関係で生じた紛争は、当事者間の話し合いにより自主的に解決することが原則ですが、双方の主張が対立し歩み寄りがないなど、当事者間の話し合いにより自主的に解決することが困難な場合もあります。

このような場合に、労働委員会は公正、中立な第三者機関として双方の間に入り、紛争解決のための援助を行います。



あっせん申請(申出)があると、双方の当事者に対して調査を行い、被申請(申出)者もあっせんに応じる意思がある場合にはあっせんを開始します。

あっせんの場では、当事者双方の主張を確かめて、争点を明らかにしながら労使間の話し合いを取り持ち、あっせん案を提示するなどして争議の解決に努めます。

# 活動報告

## 1 労働委員会の年間活動状況等(令和6年)について 事件、定例総会及び公益委員会議を除いた活動は次のとおりです。

令和6年1月9日 使用者委員による労働委員会勉強会の開催

- ・テーマ:「東海化成の障がい者雇用」
- ・講師:景山委員

1月18日 労委労協命令研究会に出席

- ・開催形式:一部ウェブ会議
- ・出席委員:栗本委員、北島委員、鈴木委員、大宮委員

2月9日 労委労協中部ブロック幹事会に出席

- ・場所:福井県内(福井県織協ビル)
- ・出席委員:鈴木委員

2月13日 労働委員会委員・事務局職員合同研修会の開催

- ・場所:岐阜県庁
- ・テーマ:「最近の重要裁判例とその動向」
- ・講師:岐阜大学地域科学部地域政策学科  
教授 河合 墨氏



5月7日 中部地区労働委員会会長・公益委員連絡会議に出席

- ・開催形式:ウェブ会議
- ・出席委員:秋保会長、浅井会長代理、三井委員、大野委員、武藤委員

5月9日 労委労協中部ブロック総会・研修会に出席

- ・場所:福井県内(ホテルフジタ福井)
- ・出席委員:筒井委員、栗本委員、北島委員、鈴木委員、大宮委員

6月3日 労働委員会委員による出前講座

- ・場所:岐阜大学
- ・テーマ:「基本的なワークルールー働くということー」
- ・講師:筒井委員、栗本委員



## 6月12日 労働委員会委員による出前講座

- ・場所: ホテルグランヴェール岐山
- ・テーマ: 「パワー・ハラスメントによるうつ病等  
が労災になる場合について」
- ・講師: 秋保会長



## 6月14日 全国労働委員会会長連絡会議に出席

- ・場所: 岐阜県内  
(ホテルグランヴェール岐山)
- ・出席委員: 秋保会長、浅井会長代理

昭和44年以来、55年振りに岐阜県での開催となりました。



## 7月9日 公益委員による労働委員会勉強会の開催

- ・テーマ: 「ワーカルール教育について～法教育の視点から考える」
- ・講師: 武藤委員

## 7月11日 労委労協命令研究会に出席

- ・開催形式: ハイブリット会議
- ・出席委員: 筒井委員、北島委員、大宮委員

## 8月20日 労働委員会委員・事務局職員合同研修会の開催

- ・テーマ: 「個別労働紛争解決制度の運用状況等  
について」
- ・講師: 岐阜労働局雇用環境・均等室  
室長補佐(指導) 辻 健夫氏



## 9月5~6日 公労使委員合同研修に出席

- ・会場: 東京都内(日本教育会館、労働委員会会館)
- ・出席委員: 武藤委員

## 10月17日 労委労協命令研究会に出席

- ・開催形式: ハイブリット会議
- ・出席委員: 栗本委員

10 月 24～25 日 中部地区労働委員会連絡協議会に出席

- ・開催場所: 石川県内 (KKR ホテル金沢)
- ・出席委員: 秋保会長、筒井委員、今尾委員

11 月 14～15 日 第 79 回全国労働委員会連絡協議会総会に出席

- ・場所: 東京都内 (一橋大学 一橋講堂)
- ・出席委員: 浅井会長代理、三井委員、筒井委員、大宮委員、  
安藤委員、景山委員

## 2 審査事件について

令和 6 年 1 月から 12 月までの間に申立てのあった不当労働行為事件は 6 件、前年から繰り越した事件は 5 件で、取扱状況は次のとおりです。

(令和 6 年 1 月～12 月)

事件番号	申立人	業種	請求する救済内容	終結状況	審査委員
	申立年月日			終結年月日	参与委員
5-1	労働組合	建設業	1 団体交渉の応諾 2 謝罪文の手交と掲示	取下げ	◎浅井、三井
	R5.4.7			R6.8.19	(労)北島、鈴木 (使)安藤、一柳
5-2	労働組合	運輸業、郵便業	1 団体交渉の応諾 2 謝罪文の手交	全部救済	◎秋保、浅井
	R5.5.9			R6.6.20	(労)筒井、大宮 (使)今尾、景山
5-3	労働組合	サービス業	1 団体交渉の応諾 2 謝罪文の手交	関与和解	◎大野、平野※、 武藤※
	R5.7.24			R6.3.18	(労)北島、大宮 (使)村瀬、一柳
5-4	労働組合	建設業	1 団体交渉の応諾 2 謝罪文の手交	(係属中)	◎三井、秋保
	R5.7.24				(労)栗本、鈴木 (使)安藤、景山
5-5	労働組合	製造業	1 団体交渉の応諾 2 支配介入の禁止 3 謝罪文の手交と掲示	(係属中)	◎秋保、三井
	R5.9.7				(労)筒井、鈴木 (使)村瀬、一柳

事件番号	申立人	業種	請求する救済内容	終結状況	審査委員
	申立年月日			終結年月日	参与委員
6-1	労働組合	サービス業	1 原職復帰・バックペイ 2 配転命令の撤回 3 団体交渉の応諾 4 支配介入の禁止 5 謝罪文の手交	係属中	◎大野、武藤 (労)北島、大宮 (使)安藤、今尾
	R6.6.7				
6-2	労働組合	情報通信業	1 配転命令の撤回 2 団体交渉の応諾	係属中	◎武藤、大野 (労)筒井、栗本 (使)村瀬、景山
	R6.7.5				
6-3	労働組合	サービス業	1 原職復帰・バックペイ 2 団体交渉の応諾 3 支配介入の禁止 4 謝罪文の手交と掲示	係属中	◎秋保、浅井 (労)栗本、北島 (使)村瀬、今尾
	R6.7.24				
6-4	労働組合	製造業	1 不利益取扱いの撤回 2 団体交渉の応諾 3 陳謝文の手交と掲示	係属中	◎浅井、大野 (労)筒井、大宮 (使)安藤、一柳
	R6.7.24				
6-5	労働組合	製造業	1 団体交渉の応諾 2 謝罪文の掲示	係属中	◎秋保、武藤 (労)栗本、田中 (使)一柳、景山
	R6.10.31				
6-6	労働組合	建設業	1 団体交渉の応諾 2 陳謝文の手交と掲示	係属中	◎浅井、三井 (労)北島、大宮 (使)村瀬、一柳
	R6.12.10				

◎印……審査委員長

※……令和5年12月23日まで大野委員及び平野委員担当、令和5年12月24日から大野委員及び武藤委員担当

なお、過去 5 年間に当委員会において取り扱った不当労働行為事件の状況等については以下のとおりです。

(件)

区分	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
前年より繰越	3	3	2	3	5
新規申立	4	3	4	5	6
取扱件数	7	6	6	8	11
終結	4	4	3	3	3
命令	救済		2		1
	棄却				
却下					
和解		1	2	1	1
取下げ	4	1	1	1	1
翌年に繰越	3	2	3	5	8

### 3 調整事件について

令和 6 年 1 月から 12 月までの間に申請のあった調整事件は 4 件、前年から繰り越した事件は 1 件で、取扱状況は次のとおりです。

(令和 6 年 1 月から 12 月)

事件番号	申請者	業種	調整事項	調整年月日	終結区分	調整員
					終結年月日	
5-1	労働組合	サービス業	(あっせん) 休業手当の支給及び適切な算出方法の調整	R6.3.4	解決 (あっせん案受諾)	(公)武藤 (労)栗本 (使)今尾
	R5.12.13				R6.3.4	
6-1	労働組合	運輸業、 郵便業	(あっせん) 年末一時金の支給加算及び職種格差の説明	R6.3.7	取下げ	(公)武藤 (労)筒井 (使)安藤
	R6.1.15				R6.4.1	
6-2	労働組合	サービス業	(あっせん) 解雇の撤回及び未払賃金の支払	R6.9.26 R6.11.7 R6.12.11	解決 (あっせん案受諾)	(公)秋保 (労)大宮 (使)景山
	R6.7.19				R6.12.11	
6-3	労働組合	建設業	(あっせん) 残業代及び夏季賞与の支払と団体交渉の開催	R6.9.27 R6.12.6	打切り	(公)浅井 (労)北島 (使)一柳
	R6.8.1				R6.12.6	
6-4	労働組合	医療、福祉	(あっせん) 雇用維持及び賃金保障と不利益取扱いの禁止	R6.12.11	(係属中)	(公)武藤 (労)筒井 (使)今尾
	R6.10.15					

なお、過去5年間に当委員会において取り扱った調整事件の状況等については以下のとおりです。

(件)

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
前年から繰越	3	0	1	2	1
新規申請	2	4	6	1	4
取扱件数	5	4	7	3	5
終結	5	3	5	2	4
解決	2		1	2	2
打切り		1	3		1
取下げ		1			1
不開始	3	1	1		
翌年に繰越	0	1	2	1	1

## 4 個別の労使紛争事件について

令和6年1月から 12 月までの間に申出のあった個別の労使紛争事件は2件、前年から繰り越した事件は1件で、取扱状況は次のとおりです。

(令和6年 1 月から 12 月)

事件番号	申出者	業種	あっせん事項	あっせん年月日	終結状況	
					終結年月日	あっせん員
5-1	労働者 R5.12.1	社会福祉	・パワハラに伴う精神的苦痛に対する補償	-	不開始 (R6.1.24)	-
6-1	労働者 R6.7.22	経済団体	・パワーハラスメント等に関する職員の処分と謝罪 ・人事考課の再実施及び講評 ・諸手当の支給見直し	R6.9.30	打切り (R6.9.30)	(公)武藤 (労)筒井 (使)今尾
6-2	労働者 R6.12.4	サービス業	・退職金の満額支給 ・精神的苦痛に対する補償 ・未払残業代の支払い	-	係属中	(公)浅井 (労)筒井 (使)安藤

なお、過去5年間に当委員会において取り扱った個別的労使紛争事件の状況等については以下のとおりです。

(件)

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
前年から繰越	1	0	0	0	1
新規申出	3	4	2	1	2
取扱件数	4	4	2	1	3
終結	4	4	2	0	2
解決	1		1		
打切り		1			1
取下げ					
不開始	3	3	1		1
翌年に繰越	0	0	0	1	1

## 5 委員の受賞について

労働委員会委員としての長年の功績が認められ、次の方が受賞されました。

### 【厚生労働大臣感謝状】

元労働者委員の鈴木慎氏が厚生労働大臣感謝状を受領

(委員就任:平成 29 年 12 月 24 日～令和 6 年 10 月 17 日)

### 【令和 6 年度岐阜県知事表彰】

労働者委員の北島あづさ委員が岐阜県知事表彰を受賞

(委員就任:平成 27 年 12 月 24 日～)

使用者委員の安藤正弘委員が岐阜県知事表彰を受賞

(委員就任:平成 27 年 12 月 24 日～)

使用者委員の村瀬尚子委員が岐阜県知事表彰を受賞

(委員就任:平成 28 年 3 月 30 日～)

(令和 4 年作成 労働委員会 PR ポスター) ※ご用命がありましたら、ご連絡ください。

# 職場での労働関係の トラブル円満解決

豊富な知識、経験を持つ  
「あっせん員」が  
トラブル解決をお手伝い



特徴 1

無料

特徴 2

秘密厳守

特徴 3

早期解決



配置転換

パワハラ

解雇

賃上げ

雇止め

お気軽に、お問い合わせください

岐阜県労働委員会事務局



電話 058-272-8790 E-mail c16501@pref.gifu.lg.jp

# 清流の国ぎふ

## 清流の国ぎふ憲章

～ 豊かな森と清き水 世界に誇れる 我が清流の国 ～

岐阜県は、古来、山紫水明の自然に恵まれ、世界に誇る伝統と文化を育んできました。豊かな森を源とする「清流」は、県内をあまねく流れ、里や街を潤しています。そして、「心の清流」として、私たちの心の奥底にも脈々と流れ、安らぎと豊かさをもたらしています。

私たちの「清流」は、飛騨の木工芸、美濃和紙、関の刃物、東濃の陶磁器など匠の技を磨き、千有余年の歴史を誇る鵜飼などの伝統文化を育むとともに、新たな未来を創造する源になっています。

私たち岐阜県民は、「清流」の恵みに感謝し、「清流」に育まれた、自然・歴史・伝統・文化・技をふるさとの宝ものとして、活かし、伝えてまいります。

そして、人と人、自然と人との絆を深め、世代を超えた循環の中で、岐阜県の底力になり、100年、200年先の未来を共に築いていくため、ここに「清流の国ぎふ憲章」を定めます。

「清流の国ぎふ」に生きる私たちは、

知

清流がもたらした  
自然、歴史、伝統、文化、技を知り学びます

創

ふるさとの宝ものを磨き活かし、  
新たな創造と発信に努めます

伝

清流の恵みを新たな世代へと守り伝えます

そして、

共

ふるさとへの愛着と誇りを胸に、  
一人ひとりが輝く未来を共に築きます



労働委員会ミナモ

(平成 27 年 7 月作成)

一編集・発行一

岐阜県労働委員会

〒500-8570 岐阜市薮田南 2-1-1

TEL (058)272-8790

FAX (058)278-2832

HP <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/13305.html>

e-mail [c16501@pref.gifu.lg.jp](mailto:c16501@pref.gifu.lg.jp)